

## 船舶国籍証書検認の必要書類

- 1．船舶国籍証書の写し
  - 2．船舶国籍証書検認用委任状  
（共有船の場合は船舶管理人のもの）
  - 3．船舶登記簿謄本
  - 4．会社の登記簿謄本  
（共有船の場合は全社、ただし鉄道・運輸機構は除く。）
  - 5．取締役2 / 3以上の住民票（代表取締役は必ず含めること）  
（共有船の場合は全社、ただし鉄道・運輸機構は除く。）
- 
- ・なお、5,000G/T 未満の実船検認対象船の場合は、船籍港からの資料の取寄せに時間を要する為、受検日の10日前位までには、上記必要書類を送付頂きますようお願い致します。
  - ・上記必要書類2、3、4、5はいずれも作成後3ヶ月以内のものをご準備お願い致します。